

白河市議会議員定数条例の一部を改正する条例

白河市議会議員定数条例（平成22年白河市条例第17号）の一部を次のように改正する。

本則中「26人」を「24人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の白河市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

平成30年3月16日

理 由

民意の意向や他自治体の定数の動向を踏まえ、本市議会に与えられた役割を効率的に果たすことを目指し、新たな定数を24人とするため、この条例の一部を改正するものである。